

引当金の本質と設定条件

石河 英夫

目 次

- (1) 序 文
- (2) 期間損益計算と引当金の接近方法
- (3) 引当金設定の諸条件
- (4) 負債性引当金と評価性引当金
- (5) 結 語

(1)

企業会計上、引当金については従来からいろいろと論議されているところであるが、昭和37年の商法計算規定の全面的大改正による引当金規定の導入を契機として、引当金についての問題が再び脚光をあびるにいたった。改正商法が評価基準としての原価主義の採用、繰延資産項目の拡大、引当金規定の新設などによって、商法計理体系の近代化という点で、大きな意義が認められるのである。しかし、そこには依然として、商法と会計理論との間に多くの喰い違いがみられ、殊に、商法の引当金の規定によって、その飛躍的な拡大適用化が行なわれ、その結果、引当金をめぐって会計実務界は混乱に直面しているというのが現在の実状である。

本稿は、このような現状のもとに、会計理論の立場にたち、かつ、わが国において発表された諸家の意見を参照しながら、引当金の本質を検討しようとするものである。

周知のとおり、引当金については「企業会計原則・注解」の注16において、次のように説明されている。

「引当金には評価勘定に属するものと負債的性質をもつものとの区別があるが、後者については、流動負債に属するものと固定負債に属するものとを区別する必要がある。

- (1) 納税引当金、修繕引当金のように将来における特定の支出に対する引当額が比較的短期間に使用される見込のものは、流動負債に属するものとする。
- (2) 退職給与引当金、船舶等の特別修繕引当金のように相当の長期間を経て実際に支出が行なわれることが予定されているものは、固定負債に属するものとする。」

これは引当金という用語をもって示されている項目を分類して、それぞれの貸借対照表への記載方法を示したもので、引当金の本質については規定することがなく、おそらく、会計文献にまかされているものと思われる。引当金の設定いかんによっては、それが期間損益計算に及ぼす影響は大きいので、引当金の実体を明文をもって示されることが望まれる。⁽¹⁾

(2)

企業会計の主たる目的は、期間損益計算による期間利益の算定にある。引当金の設定目的は、期間損益計算を正確にするため、当期の費用を正しく計上することにある。したがって、その引当金が妥当なものであるかどうかは、その期間費用が合理的であるかどうかによって決定されるのである。

通常、収益の計上については、計算確実性という要請に照して、実現主義によって測定され、その期間に帰属すべき費用については、発生主義によって求められる。発生とは、費用をともなり事実ないし原因の発生を意味している。引当金は、期間損益計算に必要な期間費用を見積り計上することによって生ずるものである。いいかえれば、その計上される費用の大きさが、未

(1) 引当金については「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」の1項目として、将来発表されることが予定されている。

だ確定した状態にないので、これを損益計算に計上するに当っては、判断という要素の介入を避けることができないのである。このような費用は「費用配分の原則」によって、その発生した期間に割当てられ、「費用収益対応の原則」によって収益に賦課される。

以上を要約すれば、引当金の設定は、期間損益計算を正確にするため、発生主義、費用配分の原則、費用収益対応の原則に基づいて行なわれる手続と考えられる。ただ、引当金設定の場合は、発生費用をあらかじめ見越して計算する予定計算であるところに特色があり、それを除けば損益計算の一般的手続と、ほとんど異なるところはないのである。

引当金には、評価性引当金と負債性引当金との2つの種類があることは、企業会計原則にも規定され、また一般にもいわれているところである。評価性引当金には、減価償却引当金、貸倒引当金などがある。これらは貸借対照表の資産の部に記載して、特定の資産項目から差引く形式で表示される。いわゆる評価勘定の性質をもつものと考えられている。したがって、このような考え方から、たとえば減価償却引当金は、固定資産の現在価額を示すために設けられたものであり、また、貸倒引当金は、期末における受取勘定残高を、その現在価額で評価するため、受取勘定からの控除項目であるとする。

評価性引当金が、評価勘定の性質をもつからといって、このように特定の資産項目の現在価額を明らかにするものとみるのは、あくまで、その本質が、資産価値の評価のための手段とみる静態論的な考え方といわざるをえない。しかし、これらの評価性引当金が、資産評価の結果として生ずるとみるのは妥当でない。減価償却引当金が設定されるのは、事実としての実際減価の把握が困難であるから、一定の方法により、固定資産に対する支払額（原価）を、予測による各期間に配分するのである。したがって、貸借対照表上の固定資産の価額は、事実としての固定資産の減価とは一応無関係である。いいかえれば、固定資産からの差引残高は、たんに残留する原価（residual cost）を示すにすぎないのである。また、貸倒引当金については、貸倒れに

対する将来の発生に対する見積りで、当期の収益にかかわりをもつものとして、当期の損益計算に関係せしめるのである（貸倒引当損を費用性のものとみるか、収益控除性のものとみるかは後述する）。貸倒引当金も減価償却引当金もともに、特定資産の評価勘定または価値修正勘定とみる見解は、⁽¹⁾引当金を貸借対照表的にのみ解釈されたものとして、近代的会計思考にたつ限り、賛成しえないのである。

引当金を、評価性のものと負債性のものとに区別することは、設定された個々の引当金の性格を明らかにしえても、引当金の本質を究明したことにはならない。これは引当金を引当てられた「結果」からする見方で、貸借対照表的な表現といえる。損益計算上の立場からは、引当金に照応する借方の費用項目の性格を吟味するなかに、引当金の本質が見出されるといえるであろう。いいかえれば、引当金の本質は、その「原因」である費用の見積り計上の検討にかかっていることとなる。⁽²⁾

(3)

わが国の「企業会計原則注解」における引当金は、その分類と表示方法を示したものとして、いわゆるリポーテングの基準であるが、財務諸表規則取扱要領第100において、負債性引当金を「将来における特定の支出に対する準備額であって、その負担が当該事業年度に属し、その金額を見積ることができるものをいう」と定義づけを行なっている。これは現在、わが国における負債性引当金の包括的規定を示すただ一つのものである。

これによれば、引当金を構成するものは、次の三つの要素であるということになる。

- (1) 将来における特定の支出に対する準備額であること。
- (2) その負担が当該事業年度に属すること。

(1) 土岐政蔵「引当金の境界」産業経理，第21巻第4号。

(2) 丹波康太郎「引当金の設定原因と性質」産業経理，第16巻第5号。

(3) その金額が見積ることができるものであること。

しかし、これによっても、負債性引当金の内容が必ずしも明らかになったとはいえない。⁽¹⁾第1は、将来に対する準備額であるが、引当金は特定の目的のために、不特定の資産を留保する貸方勘定でもあるわけで、その特定の目的というのは、ある事象が発生すれば、それに応ずる資金を保持する意味である。この事象は、現金支出を要するものか、あるいは他の資産の減少をきたすこともある。この場合、後期において、現金支出をともなうことを前提としているのか、または、災害損失引当金というようなものは認められるのかは明らかではない。

第2に、その負担が当該事業年度に属するということの解釈であるが、引当金相当額が、当期の負担に属するかどうかに関するもので、引当金の当否を考えると最大の問題であるといえる。たとえば、将来の資産の増加に要する金額を考慮して、建設拡張引当金の設定が許されるものかどうかということ、さらに、費用に限られるものとしても、引当金相当額を費用として計上するには、当期の収益との対応関係を要するものとすべきか否かが問題である。

第3に、金額を見積ることができるとしているが、金額を見積る場合の厳密さの程度が問題である。予想が漠然としているとか、全く成り立たない場合には、予想すべき価値はないといわなければならない。したがって、金額がある程度確定することによって、第3の要素が第2の要素と結びついて、それが当期の活動に基因するために当期の費用とし、もしくは、当期の収益に負担させることが、妥当であるということではなからうか。つまり、見積費用として、費用性を有するかどうかは、引当金設定の目的からみて、重要な要素ではなからうか。

以上のように、財務諸表規則取扱要領のいわゆる負債引当金に関する規定

(1) 座談会「引当金の実態をさぐる」江村稔教授の発言、企業会計、第12巻第7号。

は、種々の点で疑義が生ずるのである。しかし、引当金は、本来期間損益の正確性を期するために設けられたものであるから、当該期間の収益が、その期に負担すべきでない性質の費用によって、過小に算定されたり、あるいは、その期に負担すべき費用を避けることによって、利益が過大に表示されることを防ぎ、結局において、期間損益計算の正確性を高めようとするものである。

しかしながら、引当金の設定にあたっては、過去もしくは現在の諸事実に基づいて、将来の予測が行なわれざるをえないため、極端の場合には、もっぱら、将来の予測のみを根拠として、引当金の設定がなされることがあるであろう。引当金の設定の当否が問題になるのは、ほとんど常に、このような場合であるといえる。⁽¹⁾

それで、引当金の本質からして、その設定にあたって、次の各条件が充される必要がある。

1. 引当金設定の対象（借方項目）は、性格上、費用に計上しうるものであること。
2. 費用発生的事实は、その原因となった活動の行なわれた年度において、あらかじめ、相当確実に予測しうるものであること。
3. しかも、その金額の合理性が証明しうるものであること。
4. 費用発生が、その金額確定以前の活動と、因果関係を有しており、したがって、関係年度の収益に対応（賦課）しうる性格のものであること。

引当金の設定にあたって、期間損益計算の正確性を期するためには、以上に掲げた「費用性」、「確実性」、「金額の合理性」、「対応性」の各条件が、いづれも充されていないなければならない。

したがって、第1の条件からは、損益計算上の費用として取扱われない、

(1) 江村稔「期間費用の確定と引当金」会計、第80巻第3号。

債務償還のために要する支出にそなえての減債引当金や、将来の資本的支出に充てられるための建設拡張引当金などは、すべて否定されるのである。

第2の条件からは、費用を、その費用をともなう事実が発生した時期に計上せず、それ以前における、原因の発生した年度の負担にするために、費用の見積りを行なう。その場合、引当金を設定して見積費用を計上しうるためには、将来に関する推定がきわめて確実なものとして、多くの人々によって、その判断の妥当性が認められうるものであることが必要である。

第3の条件は、費用の見積額は、期間損益計算を歪めるようなことがあってはならないことを意味している。当期に発生したと考えられる費用額を超えて設定されてはならない。これを超えている場合には、その超過分は、引当金ではなく、利益留保の性格をもつものとなる。そのためには、その金額の合理性が証明しうるものでなければならない。たとえば、一般に、過去の経験率や統計的確率などが、その裏付けとなるものと解されている。

第4の条件として、当期に実現された収益を生み出すための活動に貢献したとみられる見積費用部分をも、「費用収益対応の原則」によって確定し、これを当期の費用に計上することを意味している。この場合、費用を狭義に解し、一定期間の収益に対応して測定されるべき費用を意味するものとして、引当金の借方項目を、収益に対応する目的費用に限定されるべきか、あるいは、対応されるべき収益をもたない損失をもいれるべきかが問題となる。損失とは、価値が減耗あるいは消耗し、その代償または対価のうけいれがない場合である。 Peyton = Littleton は、「一般的な説明としては、損失と費用との区別は明らかであるが、実務上は、真の損失の区別は最も困難なことである」としており、さらに、これに対し「すべて原価の費消分は、条件が通常の経営の基準からあまり外れない限り、収益に賦課して差支えなく、収益と対応せしめえない費用、たとえば寄付金の如きは生産活動になんらの貢献も行なわれないが、現在の制度のもとでその支出が実質上必要なら、寄付は損失でなくて、むしろ収益のための費用である」という見解を

とっている⁽¹⁾。

対応関係といっても、個別的な給付別対応よりも、近代会計の損益計算においては、期間的対応の場合の意義が大きく、これが、費用認識基準としての発生主義に適合するものと考えられる。しかし、収益に結びつきのない損失であっても、期間費用として収益に負担せしめるのは、その金額が、費用収益対応方式による損益計算にかかげられるべき性格のものであるという意味において、費用としての特色をもつことになる⁽²⁾。しかし、これを当期に発生原因をもたない費用＝損失を見積り計上して、当期の収益に負担せしめる場合には問題となりうるであろう。

引当金の設定にあたっては、たしかな根拠があるものでなければならないので、将来生ずるおそれがあるという程度の漠然とした危険に対する準備として、見積損失を当期の費用として計上することは、実現した損失の費用計上の場合と異なって、発生主義に基づく期間的対応関係が認められないので、期間損益計算の正確性を著しくそこねることとなろう。したがって、見積損失については、性格上、偶発性が強いので費用性は否定され、引当金を設定せず利益留保である積立金をもって処理すべきこととなる。

(4)

将来における支出見込額は確定しないが、費用発生の基因が当期において認識せられ、金額もある程度、確実性をもって測定しうるものとして、納税引当金、修繕引当金、特別修繕引当金など、いわゆる負債性引当金とよばれるものがこれに該当する。

これらのものは、いずれも費用の見積り計上によって、収益に賦課されるものであるが、このような見積費用に類似したものに未払費用がある。負債引当金も未払費用も、当期の収益に課すべき費用に対して、将来の支出を見

(1) Paton and Littleton, An Introduction to Corporate Accounting Standards, pp. 93-94, 中島訳, 160-161頁。

(2) 江村稔, 前掲論文。

積るといふ点で、また、代金の請求をうけていないという点で類似している。すなわち、いずれも見積負債 (estimated liability) に含まれる。しかし、未払費用は、時間の経過にともない、あるいは、継続的な役務のうけいれによって、すでに現実に、その発生が確認されたものであるのに対し、負債性引当金に照応する費用の見積りは、役務のうけいれという事実をとまなわなないもので、その金額は、将来において確定するという点で、両者はまったく異なる。

またさらに、両者の相違点として、未払費用が計上される場合には、その支払先である債権者が決まっているのに対し、負債引当金においては普通特定の債権者がないことがあげられているが、会計的思考に根拠をおけば、債権者の有無は問題にならない。というのは、負債として引当金を設定するのは、資産として繰延勘定を是認するのとまったく同一の立場にある。すなわち、両者是对応の過程にかかわる密接に関連した二つの側面であって、負担を事後の年度に配分する場合に繰延勘定として資産が発生し、その負担を事前に配分しようとするときに引当金勘定が発生するのである。資産といい、負債といっても、継続している企業についてみれば大部分が、費用収益配分の正当な割当によって生ずるものであって、企業の外部者である他人に対する権利義務とは、必ずしも関係はないのである。⁽¹⁾ 太田博士は、負債引当金の「負債性というのは、資本勘定に属しているものでないことを表現するための用語であり、負債であるという意味ではない」といわれている。⁽²⁾ 近代的会計は、損益計算の正確性を保持する立場から、貸借対照表は収支と損益との期間的ズレを調整する用具としての機能をもつものとして、その場合の貸借対照表項目としての資産であり、負債であるからである。

納税引当金は、その期の負担すべき税額が未確定の場合、支払うべき税額を見積り、期間費用に計上し、これに照応して設けられる。企業が利潤を獲得し、あるいは営業活動を行なっている以上、当然各種の納税義務は発生す

(1), (2) 太田哲三, 「引当勘定の再吟味」産業経理, 第21巻第1号。

るので、これに対する引当と解するのである。しかし、納税支払額の確定前の見積債務は、引当金で処理するよりは、未払費用とすべきであるという見解もある。というのは、納税引当金は他の負債性引当金と異って、支払先が決まっているので、これを、むしろ未払費用としての性格をもつものと解するのである。この見解に対しては、さきに述べたように、引当金についての債権者の有無は、その本質からして、必ずしも直接的な関係はないものと考えられる。ただ、すでに納期が経過し、納入金額も確定している場合は、未払税金として納税引当金とは区別すべきである。しかし、実務上は両者を厳密に区別することは、種々困難があるとはいえ、引当金の性格を曖昧ならしめないためにも、一応両者の区別は必要であると思うのである。

つぎに、修繕引当金についてみると、これは每期固定資産の原能力を維持するために、修繕を要するものについて、当期に行なわず、次期に延期されるため、その金額を推定して期間費用に計上するとともに、それに照応する引当金を設定する場合に生ずる。修繕引当金は、まだ役務の提供がなく、かつ、対価の支払もなされていないが、修繕を行なうべき事実の発生（固定資産の利用にともなう物理的能力の低下）した以上、それが収益獲得に貢献した部分を当期費用に計上することによって、引当金に繰入れられる。

修繕引当金は、特定の外部者に対して支払われるべきものであることが決まっていなのが普通であり、したがって、負債的性格に乏しいので、むしろ修繕すべき固定資産の評価性引当金とみるべきであるという主張もある⁽¹⁾。これに対して西川教授は「修繕費は固定資産の持つ物理的な能力を保全するために出費されたものであって、その経済的価値（資本価値）を維持するためのものではない。固定資産の利用に伴う経済価値としての資産額の減少部分は、減価償却費計算によって補填されるのが普通である。……減価償却制度を前提とする限り、修繕引当金を固定資産の評価勘定と解することは、

(1) 木村重義、会計学原論 245-246 頁。

二重計算をなすものとみられ妥当視され得ない。」⁽¹⁾と述べているが、引当金の本質に照して妥当な批判と思われる。

普通の修繕費のほかに、税法の規定する般舶、熔鋳炉（高炉）および熱風炉など、4年ないし5年に1回大修繕を行なうため特別修繕引当金がある。この場合の修繕費の引当計上を損金と認めているが、その結果は、むしろ修繕費の期間的平準化という性格を強く帯びているものとみられる。

退職給与引当金は、退職金を支払ったとき、金額をその年度の費用としないで、支払原因の発生した期間に割当て、負担せしめるとともに、それに照応して設けられた引当金である。このような場合、将来従業員の退職にあたって支払われる金額は未確定であるが、退職給与の支給が従業員の労働給付を原因としているので、その労務の提供をうけた各年度が、引当金に繰入れをするのは当然であるといわねばならない。

さらに、評価性引当金について、さきにあげた引当金一般の条件に照して吟味してみることにする。

まず、減価償却引当金についていえば、固定資産への資本投下額は、本来損益計算上の費用となるべき額である。その費用は将来の経済活動にともなって発生するが、固定資産の各利用年度においては、固定資産の廃棄の時期も、固定資産に関する費用の全額も未確定であるとはいえ、それらは科学的あるいは経験的に予測しうるものである。しかも、その費用は、固定資産が利用される各年度の活動と因果関係をもつものとして、関係各年度の収益に賦課しうるのである。

減価償却引当金は、将来の支出に対する準備という性格はみられないので、その引当金に相応する額は過去においてすでに支出済みで、それに基づいて費用発生額が見積られるというところから、負債の条件を備えない評価性の引当金とみる見解が通説となっている。

引当金を損益計算の見地にたってみるとき、支出によって費用が認識され

(1) 西川義朗、「見積負債会計」386頁、体系近代会計学、第三巻。

るのではなく、ただ、これによって金額（取得原価）を規定するのみで、費用の認識時点を規定するものではない。固定資産にあっては、支出額から予定の残存価額を控除し、予測された耐用年数にわたって割当てられることによって、当期の費用額が限定されるので、見積費用という点では、減価性引当金も負債引当金もなんら区別するところはないはずである。したがって、過去の支出に基づく特性だけをとらえて評価性とするのは、引当金の本質からして妥当なものとはいえない。この点について佐藤孝一教授は「固定資産に対する支出額は、予測によって各期間に配分されるものであるから、ここに見積りによる不確定費用の存在が不可避的なものとなり、それが将来において確定計算によって調整され、これを可能ならしめるのが引当金に他ならない⁽¹⁾」として、ここに引当金の本質を見出し、評価性引当金とする通説に反対されている。

同じく評価性引当金に属するものと考えられている貸倒引当金については、その貸倒予想額の算定基準によってその性格は異なってくるのである。貸倒予想額の計算方法には、

- (1) 期末受取勘定残高に一定率を乗ずる方法
- (2) 期間中の総売上高に一定率を乗ずる方法
- (3) 期間中の総掛売上高に一定率を乗ずる方法
- (4) 得意先の個々の勘定残高につき、年令調べを行なって、口別に調査する方法

などの方法がある。しかし、実際には個々の得意先の口別に行なわれるのではなく、(1)から(3)までの一括して測定する方法がとられ、当期の貸倒損失を計上し、これに照応する引当金を設定する方法が慣行として行なわれている。これに対して山下教授は次のように述べておられる。「貸倒損失の発生は、その個々の売掛債権の口別について考えられるものであることを原則とするので、現実に貸倒れがおこるまでの段階では、実は、貸倒損失の発生と

(1) 佐藤孝一、「引当金の一般的性格について」企業会計、第15巻第10号。

「⁽¹⁾いうことはいいえないはずである。」とし、しかし、貸倒予想額については、過去の経験とか実績によって、売掛債権全体として測定し判断する以外になく、また、これが慣行として行なわれているが、貸倒引当金が本来の引当金として考えられうるかどうか、そこに根本的な疑問があるとされ「貸倒引当金は、発生原則にもとづいて初めて成立する引当金の本質に照らして、正にそれが引当金のもつ本来の性格にそのまま適合するものであるとは、必ずしもいいえないからである。それは利益性引当金とか、利益性準備金にむしろ近い性格をもっているものともいえる。」⁽²⁾と。この点、われわれも同感で、現実には貸倒れの事実、あるいはその発生原因を認識して引当金を設けるのではなく、それはあくまで損失の予想に過ぎないので、この点から費用性は否定されるのである。

貸倒引当損の計上については、期末受取勘定の評価が行なわれるものとして、貸倒引当損を評価損とする考え方もある。しかし、引当金は資産の評価過程として設けられるものでないことは、すでに述べたところである。損益計算の建前からして、貸倒引当金は売上返品引当金、売上値引引当金と同様に、売上収益獲得のための費用ではなく、むしろ売上金額そのものの純然たる修正を意味するものであるから、それへの繰入額は、総売上高からの控除項目⁽³⁾と考えた方が合理的である。

(5)

現代の企業会計は、費用収益の対応関係による損益計算が中核となって構成されている。したがって、引当金も期間費用の認識・測定に関連させて考察してきたのである。とくに、見積損失の計上は、費用の認識基準である発生主義という第1次テストを通過しえないため、収益との結びつきは否定さ

(1), (2) 山下勝治, 「会計の引当金・商法の引当金」企業会計, 第15巻第1号。

(3) 阪本安一教授は、貸倒損失のように、費用の発生を認識して引当金を設定するものではないから、費用配分の原則によりえないので、費用収益対応の原則を適用するとされる。(新訂・財務諸表論 112頁)

れたのである。これが、引当金としての項目を設定する場合の限界線を描するものと考えられる。

つぎに、引当金の項目の妥当性は認められても、引当金として計上を許される金額の多寡が問題である。見積費用が、その実現額以上に繰入れられたその超過部分はもはや費用ではない。いうまでもなく、その部分は利益留保の性格をもつものである。引当金にとって、最も困難な問題はこの限界をいかに決めるかということである。しかし、それを決定する指標となるのは、結局、費用収益対応の原則である。

(注) 本文中に引用した文献以外に、本稿執筆にあたって、裨益された文献をあげれば、つぎのとおりである。

阪本安一、「会計上の引当金と準備金」産業経理，第21巻第9号。

高橋吉之助、「引当金制度の本質と政策」産業経理，第21巻第4号。

関口重之、「引当金の本質」産業経理，第21巻第10号。

佐藤孝一、「引当金の基本的特質」企業会計，第16巻第6号。

中島省吾、「収益費用対応と引当金会計」企業会計，第16巻第6号。

山下勝治、「会計的判断とその論理」企業会計，第11巻第12号。